

〇〇工場	非定常作業の安全管理指針	
		2008. 7. 28
		安全担当課

(目的)

第1条 この指針は、非定常作業の安全確保を目的として定める。

(適用範囲)

第2条 この指針は、〇×工業㈱〇〇工場構内の非定常作業に適用する。

(定義)

第3条 非定常作業とは、  
過去に経験の無い作業、または1年以上実施していない作業のうち、  
以下のいずれかに該当する作業をいう。  
① リスクの高い作業 (予想される危害の重大性・可能性が高い)  
② 過去に災害が発生した類似作業

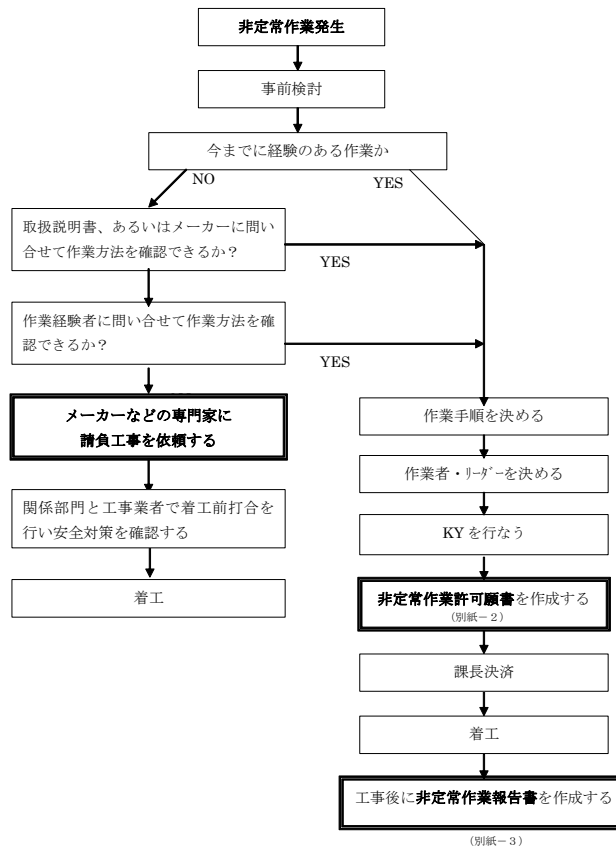
(行動基準)

第4条 (1) 「非定常作業時の行動基準」のフローチャートは別紙-1の通りとする。  
(2) 非定常作業の許可及び指示は「非定常作業許可願書」別紙-2で行う。  
(3) 非定常作業の完了報告は「非定常作業報告書」別紙-3で行う。  
※ 「定常作業許可願書」および「非定常作業報告書」は、上記の様式を基本とするが、各部門に合った独自のものも可とする。

(付則)

(1) この指針は2008年8月1日から運用する。  
(2) 本指針の改廃に当たっての立案者は、安全担当部門の長とする。

別紙1  
非定常作業時における行動基準フローチャート



事例5. 1 (1) 非定常作業を実施する際のリスクアセスメントの例

## 非定常作業（事前）許可願い書

課長	主事・主技	職場長	班長

作業日時	年 月 日 時～
〃 場所	
〃 内容	
〃 責任者	
必需保護具 (○印する)	メガネ: 簡易ゴーグル・ゴーグル・防災面・不要
	マスク: 防毒マスク・防じんマスク・不要
	手袋: 軍手・サバイバル・ゴム手・皮手・不要
	前掛け: 布製・ゴム製・皮製・不要
	耳栓・イヤマフ
	ヘルメット・安全帯・その他( )

<p style="text-align: center;"><b>A</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>危害の重大性</th> <th>評価点</th> <th></th> </tr> <tr> <td>致命傷</td> <td>30</td> <td>死亡・失明・重度障害</td> </tr> <tr> <td>重症</td> <td>20</td> <td>休業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10</td> <td>全治2週間程度</td> </tr> <tr> <td>軽症</td> <td>6</td> <td>全治3日程度</td> </tr> </table>	危害の重大性	評価点		致命傷	30	死亡・失明・重度障害	重症	20	休業		10	全治2週間程度	軽症	6	全治3日程度	<p style="text-align: center;"><b>B</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>危害の可能性</th> <th>評価点</th> </tr> <tr> <td>高い</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>少ない</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>極めて少ない</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>(本質安全化対策済)※</td> <td>0</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※ 作業をなくしたり、リスクを完全に排除した場合のみ適用する</p>	危害の可能性	評価点	高い	2	普通	1	少ない	0.5	極めて少ない	0.2	(本質安全化対策済)※	0
危害の重大性	評価点																											
致命傷	30	死亡・失明・重度障害																										
重症	20	休業																										
	10	全治2週間程度																										
軽症	6	全治3日程度																										
危害の可能性	評価点																											
高い	2																											
普通	1																											
少ない	0.5																											
極めて少ない	0.2																											
(本質安全化対策済)※	0																											

**A × B**

レベル	合計点	措置
Ⅲ	21以上	緊急改善 (業務継続不可)
Ⅱ	10~20	計画的改善
Ⅰ	1~9	計画的に改善し、残存リスクとして管理する
0	0	(対策済)

\* 作業開始までに対策は必ず完了の事

### 危険要因の抽出とリスクアセスメント

No.	災害が考えられる作業内容	考えられる発生災害	重大性	可能性	合計	レベル	対策	確認
(例)	設備に鋭利な角がある。	手を切る	10	2	20	Ⅱ	角を丸め、緩衝材を貼る。 (○月○日まで)	
			/	/	/	/		
			6	0.5	3	Ⅰ	←(下段は対策後の評価)	
			/	/	/	/		
			/	/	/	/		
			/	/	/	/		
			/	/	/	/		

上司のコメント

## 非定常作業（事後）報告書

課長	主事・主技	職場長	班長

反省点	ヒヤリハット・やりにくかった作業	今後の対策

(提出先) 班長 → 職場長 → 主技・主事 → 課長 → (コピ-)安全推進委員 \*原紙は課で保管

\* 非定常の定義は安全保健課発行の非定常作業時の安全管理要領書に従い判断する。

事例5. 1 (2) 非定常作業を実施する際のリスクアセスメントの例 (関連様式)

## 「リスクアセスメント(RA活動)について」

○×工業(株) ○○工場 安全担当課

### 1. 新規設備のRA活動

- 1) 設備計画時: 設備計画部門が仕様書作成段階で、RAを実施し、仕様書に反映する。
- 2) 設備導入前: 「機械・装置事前評価委員会」を開催し、立会い評価、RAを実施する。
  - (1) 参加者: 設備計画部門、設備使用部門、労働組合、安全衛生推進委員、安全担当課、評価委員会事務局
  - (2) 評価: 危険有害要因、災害に至るプロセスを検討し、重大性、可能性、合計点からリスクレベルを評価する。  
又、対策内容、対策後のリスクレベル、日程・対策部門等も打合わせる。
  - (3) 対策の確認: 安全衛生推進委員及び評価委員会事務局が後日確認する。

### 2. 工場全体としてのRA活動

#### 1) 2月の「安全衛生強化月間」

- (1) ヒヤリ・ハットやりにくい作業報告及びRAの実施
  - ①「ヒヤリハット・やりにくい作業報告」  
2月中に全員1人1件以上報告する。
  - ②RAの実施
    - ・職場長単位で、「ヒヤリ・ハット・やりにくい作業報告」からRAを実施し、最低3件をRA報告書にまとめ、安全担当課に提出する。
    - \* 職場長1人につき1枚の報告書を作成する。
    - ・RAは職場長が主導し、報告者を含めRAをおこなったことがない部下を重点に指導しながら行う。要請があれば安全推進委員、安全担当課が援助する。
- (2) ヒヤリ・ハット、やりにくい作業報告のまとめ
  - ・月間中に提出されたすべてのヒヤリ・ハット作業報告については、RAの実施の有無にかかわらず、職場の管理・監督者が内容を確認し、リスクの高い案件から順次対策を講ずる。

#### 2) 6月の「全国安全週間・安全衛生強化月間準備期間」

- (1) 安全衛生提案及びRAの実施
  - ①安全衛生提案  
6月中に全員1人1件以上報告する。
  - ②RAの実施  
2月と実施要領は同じ。
- (2) 安全衛生提案のまとめ  
2月と実施要領は同じ。

#### 3) 災害発生職場

- (1) 災害発生後1週間から10日以内に、災害発生職場を対象に災害発生部門、安全衛生推進委員、安全担当課でRAを行う。
- (2) 災害発生部門は対策内容、日程を記入した報告書を安全担当課に提出する。
- (3) 対策完了後、安全担当課及び本社の安全担当部門が内容を確認する。

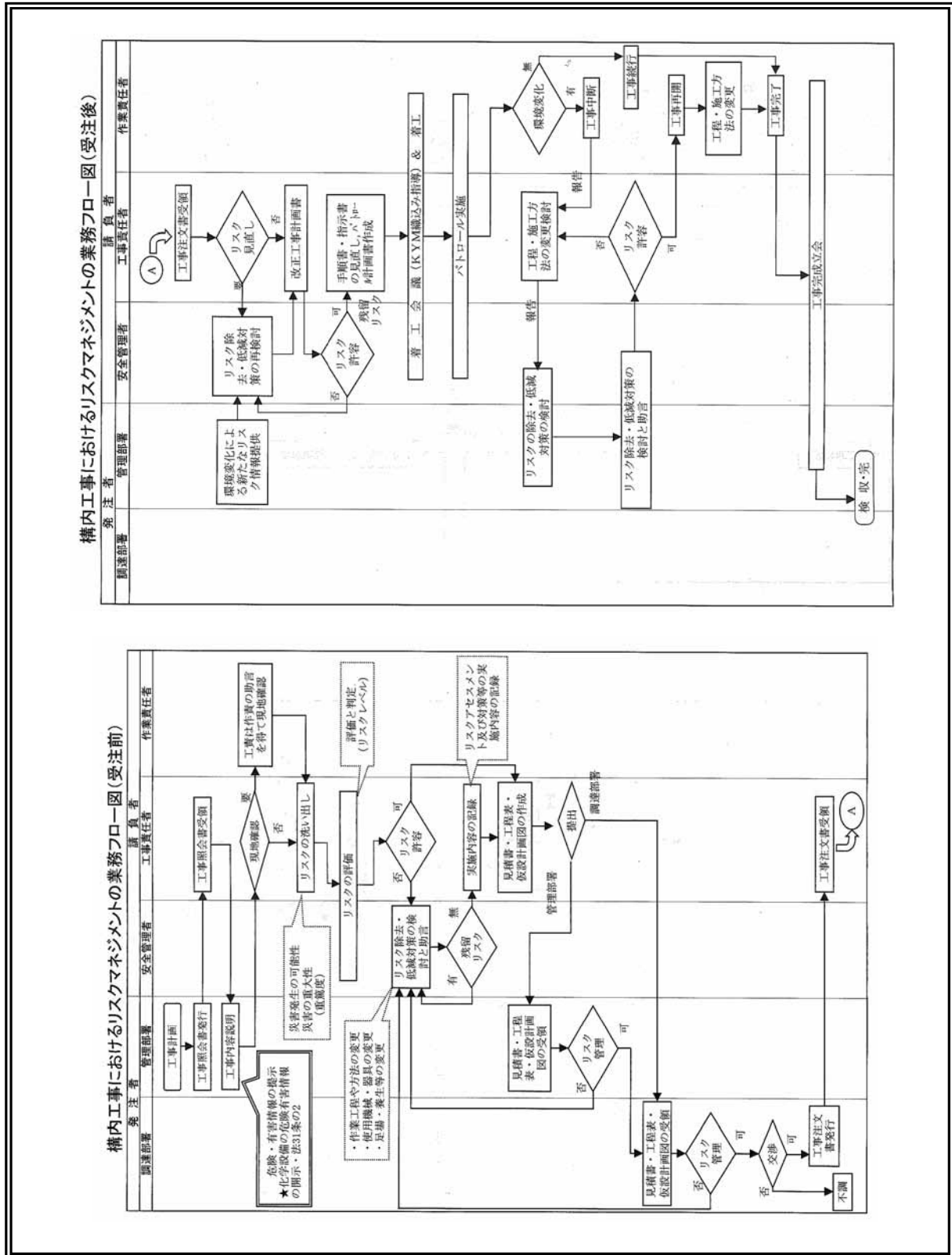
### 3. 各部門でのRA活動

各部門の部、課で独自に計画を立て、部門の安全推進委員と協力してRA活動を推進する。

事例5. 2 請負会社も含めたリスクアセスメント活動の例

### 5. 2. 2 工事におけるリスクアセスメント等

ここでは、日常保全等に伴う工事からラインの新設までの各種の工事を行う際のリスクアセスメント等を用いた安全衛生対策について説明する。



事例5. 3 構内工事におけるリスクマネジメントの業務フローの例

### (1) 自動車・自動車部品製造会社によるリスクアセスメント結果等の情報提供

工事を実施するに当たり、作業のリスクアセスメント等を実施するのは請負会社の責務であるが、自動車・自動車部品会社が請負会社に工事内容について説明を行う際、自動車・自動車部品会社が自ら実施したリスクアセスメント等の結果や残留リスク情報を含めて、危険・有害情報に関する資料を併せて提供する必要がある。

提供すべき危険・有害情報としては、取り扱う化学物質の危険性及び有害性等、自動車・自動車部品会社が管理権原を有する機械設備等に関する残留リスク、混在作業による労働災害を防止するために元方事業者が実施した調査等の結果、などである(5.1.2 参照)。

自動車・自動車部品会社は、これらの情報が、その後、関係請負人が適切にリスクアセスメント等を行い、十分な安全対策を講じた上で工事を実施するためには欠かせないものであることを認識して、必要な情報をもらさず確実に提供するよう留意すべきである。

なお、厚生労働省の調査では、工事前に危険性に係る情報をより確実に工事を請負う協力会社に知らせている事業場ほど災害発生率が低いという結果が出ている(第1章 表 1.9 参照)。

### (2) 関係請負人によるリスクアセスメント等の実施

リスクアセスメント等を実施する前には必ず、現地で、実際の工事箇所やその周辺の状況を確認することが重要である。作業現場を確認することで、図面上では気づかなかった危険源を発見でき、作業における危険性又は有害性等の特定をより具体的に行うことができる。

リスクアセスメント等の結果、許容できないリスクがある場合は、工事施工方法等を見直すことになる。また、技術的、時間的、経済的にみて直ちに適切なリスク低減措置ができない場合は、作業手順の遵守や立ち入り禁止措置、個人用保護具の使用などの管理的対策を講じることとなる。これらについては実際の作業者に理解・納得させた上で、遵守させることが必要となるので、作業開始前に行う工事ミーティングなどで行う作業前 KY を通し、周知徹底を図る。

### (3) 残留リスクを踏まえたKY活動等による工事当日の安全対策

請負事業者においては、当日の作業前ミーティングなどで、まず、リスクアセスメント等の結果を現場監督者や作業責任者からまとめて説明することで工事における残留リスクを全員で把握することが重要である。その上で、作業に係わる全員で作業前 KY 活動を実施し、リスクアセスメント等結果を活用し危険のポイントを確認することが重要である。確認した危険から自分の身を守るための安全対策を決めてから、作業を開始することにより事故や災害の発生を防止する。

作業前 KY 活動を行うにあたっては、残留リスクについては、作業手順の遵守、保護具の着用、立入禁止措置などの管理的対策で対応することとなるが、これから作業する工事において、どんな危険性又は有害性があるのか、皆で決めた作業手順やルールを守らなければどのような事故につながるのか、リスクアセスメント等の結果からその理由が説明されているので、作業員全員で決めたチーム行動目標などが守られるようになる。